

事業者における今後の手続き

- ・ 外国人家事支援人材受入れに係るフィリピン政府への登録手続
- ・ 特定機関と現地送り出し機関との間で人材の確保に関する調整
- ・ 入国管理局に対する在留資格認定証明書の申請・交付
- ・ 出国に必要なフィリピン国内における手続等
- ・ フィリピン国からの出国、我が国への上陸
- ・ 家事支援業務を適正・円滑に進めるための国内での研修
(コミュニケーションや緊急時の場合の対応等の研修)
- ・ 利用世帯におけるサービス提供開始

(参考)

平成 27 年 9 月 1 日 改正国家戦略特別区域法の施行

平成 27 年 12 月 15 日 第 18 回国家戦略特区諮問会議、東京圏区域計画の認定
神奈川県全域において、家事支援外国人受入事業を実施する
との区域計画を認定。

平成 28 年 3 月 28 日 神奈川県第三者管理協議会の設置・開催、申請受付開始
神奈川県や国の機関により構成される第三者管理協議会を
設置し、特定機関(外国人家事支援人材の受入企業)の確認申請
の受付を開始。

平成 28 年 7 月 27 日 神奈川県第三者管理協議会の開催、基準適合性の確認
確認申請のあった特定機関(3社)について、政令等で定め
る基準に適合していることを確認。